

4月1日
利用分から

公民館や体育館などの

公共施設の使用料と使用料免除の運用が変わります

▶問い合わせ 財政経営課 ☎73-3010



公民館や体育館などの市内の公共施設使用料は、平成18年の三豊市合併以降もほとんどが旧町で定められた料金体系や事務取り扱いのままとなっており、同じような施設を利用しても地域によって使用料に差があるなどの不均衡が生じていました。

そのため、公平性の確保や市民サービスの不均衡を是正する観点から、使用料の算定方法を全面的に見直し、統一的な基準に基づき使用料の改定を行います。

新しい統一基準に基づく使用料および使用料免除の運用は、4月1日利用分から開始します。



皆様のご理解とご協力をお願いします。

公共施設の使用料見直しのポイント

- 旧町ごとに異なっていた料金体系を見直し、地域間・施設間で不均衡が生じないように、統一的な基準を作りました。
- 使用料は、同種同等の施設ごとの維持管理費の実績を基に算定しました。
- 使用料は、1時間当たりの単価を設定し、昼間と夜間の料金格差は原則廃止します。

旧町ごとに違っていた料金の例

この例は、同種で貸し出し面積もほぼ同じ条件の施設です。改定前の使用料金額に料金差が生じていますが、今回の基準の見直しにより、使用料の不均衡が解消されます。

<今までの使用料>

区分	1時間当たり	区分	1時間当たり
昼間 (午前8時30分～午後5時)	300円	昼間 (午前8時30分～午後5時)	700円
夜間 (午後5時～午後10時)	420円	夜間 (午後5時～午後10時)	1,000円

<4月1日利用分から>

区分	1時間当たり
午前8時30分～午後10時	300円

その他の変更点

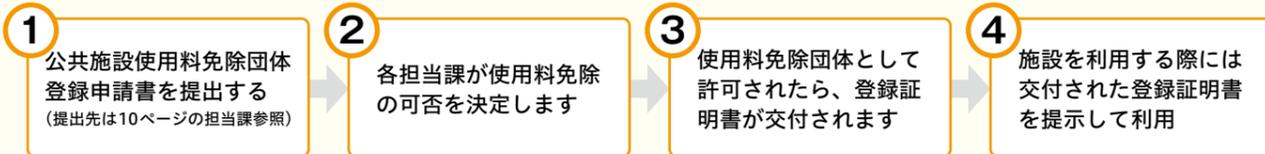
- <冷暖房を使用する場合>
別途加算せず、使用料に含めた料金とします。
- <市外の団体や個人が利用する場合>
市外の団体や個人が利用する場合は、2倍の使用料となります。
- <営利目的で利用する場合>
許可を得て、営業または営利目的に利用する場合は、2倍の使用料となります。(市外の団体や個人の場合は、4倍)

4月1日以降に利用する
施設使用料の
免除申請は受付中です

使用料の免除

免除基準に該当する団体などが使用する場合は、事前に手続きをすることにより、使用料が免除になります ※ただし、毎年度更新手続きが必要です。(証明書の有効期間は、年度内で最長1年間)

継続的または定期的に利用する団体などが、使用料の免除を受けるには



※施設利用には、別途施設利用申請書の提出が必要です。

※使用料の免除基準は、市ホームページをご覧ください。

※申請書様式は、各団体を所管する担当課もしくは施設所管課、各支所で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

使用料を改定する施設一覧

改定料金の詳細は、各施設や市の施設所管課で案内しているほか、市のホームページからご覧いただけます。

区分	施設名	施設所管課	区分	施設名	施設所管課	
集会施設 保健施設 福祉施設など	山本町保健センター	健康課 ☎73-3014	公民館など	三野町公民館大見分館	生涯学習課 ☎73-3135	
	山本町老人ふれあいプラザ			三野町公民館吉津分館		
	山本町農村環境改善センター	農林水産課 ☎73-3040		豊中町公民館桑山分館		
	三野町保健センター	健康課 ☎73-3014		豊中町公民館比地大分館		
	三野町はつらつセンター	介護保険課 ☎73-3017		豊中町公民館笠田分館		
	三野町太陽の家	福祉課 ☎73-3015		豊中町公民館本山分館		
	環境衛生会館	環境衛生課 ☎73-3007		詫間町公民館第3分館		
	豊中町保健センター	健康課 ☎73-3014		財田町公民館		
	豊中町農村環境改善センター	生涯学習課 ☎73-3135		みとよ未来創造館		
	詫間ふれあい交流館	福祉課 ☎73-3015		山本町生涯学習センター		生涯学習課 ☎73-3135
	詫間町第4分館老人いこいの家			市民交流センター		
	詫間町大浜老人いこいの家			豊中町芙蓉文化の里館		
	詫間町志々島老人いこいの家	管財課 ☎73-3003		仁尾町文化会館		スポーツ振興課 ☎73-3138
	詫間福祉センター			高瀬B&G海洋センター		
	詫間町荘内自然休養村センター			高瀬町体育館		
粟島開発総合センター	山本ふれあい公園					
詫間勤労会館	三野町体育センター					
市民センター仁尾	豊中町体育館					
石ヶ谷活性化センター	豊中サン・スポーツランド					
財田町農産加工実習室	農林水産課 ☎73-3040	詫間町体育センター				
公民館など	高瀬町公民館上高瀬分館	生涯学習課 ☎73-3135	武道館	スポーツ振興課 ☎73-3138		
	高瀬町公民館勝間分館		弓道場			
	高瀬町公民館比地二分館		詫間町市民運動場			
	高瀬町麻農業構造改善センター		詫間町水出運動公園			
	高瀬町二ノ宮農業構造改善センター		仁尾町体育センター			
	山本町公民館辻分館		仁尾公園			
	山本町財田大野農業構造改善センター		財田B&G海洋センター			
山本町神田定住促進センター	財田町総合運動公園					
山本町河内農村婦人の家						

※指定管理施設や使用料を個別に設定している施設は除きます。

申請書の提出先・担当窓口一覧

各団体を所管する担当課に、免除団体登録申請書などを提出してください。

主な団体	担当課	主な団体	担当課
自治会、交通・防犯関係団体	総務課 ☎73-3000	民生委員児童委員協議会、保護司会、社会福祉協議会関係団体、老人クラブ、障がい者関係団体	福祉課 ☎73-3015
財産区	管財課 ☎73-3003	子育て支援団体、放課後児童クラブ、愛育会、母子福祉連合会	子育て支援課 ☎73-3016
自主防災組織	危機管理課 ☎73-3119	建設団体	建設港湾課 ☎73-3043
まちづくり推進隊	地域戦略課 ☎73-3011	農業経営者団体、農業振興団体、水産振興団体	農林水産課 ☎73-3040
商工振興団体、就労支援団体	産業政策課 ☎73-3012	土地改良団体、畑かん関係団体	土地改良課 ☎73-3041
観光振興団体、祭り実行委員会	観光交流課 ☎73-3013	学校教育研究組織、小・中学校PTA	学校教育課 ☎73-3131
人権擁護団体、人権啓発団体、男女共同参画団体	人権課 ☎73-3008	公民館ほか生涯学習活動団体、文化協会ほか文化・芸術活動団体、婦人会など	生涯学習課 ☎73-3135
健康づくり団体、食育推進団体	健康課 ☎73-3014	体育協会、スポーツ少年団など	スポーツ振興課 ☎73-3138
地域包括支援センター関係団体	介護保険課 ☎73-3017	人権教育推進団体	人権教育課 ☎73-3133

※ここに掲載している以外の団体は、類似団体の担当課にお問い合わせください。